

## 各医療機関の先生方へ

当市の保育所（園）においては、看護師等がない場合は基本的には登園時間内における与薬はおこなっておりませんが、病気の種類や状況によっては、与薬を全面的に拒否することは生命に関わる場合もあります。

よって、与薬は慎重におこなうことはもちろんですが、保護者が保育所（園）での保育時間中に希望される場合が多く見られるのが実情です。

そこで主治医の先生のご意見や諸注意をいただきながら、個人に合わせた対応をしていきたいと考えておりますので、与薬指示書の記載にご協力の程お願いいたします。

与薬時間について、保育時間中でなく、朝・夕刻等に時間変更可能なものにつきましては、保護者にその旨を指導ください。

なお、解熱剤の保育所(園)での使用は認められませんので、ご理解いただき、保護者へもその旨ご指導いただければ幸いです。

\* 発熱時の坐薬等の使用については、熱性痙攣の予防を目的としての、与薬に限らせていただき、与薬指示書は、一年間有効とさせていただきます。

前橋市福祉部子育て施設課

前橋市医師会保育園医委員会